

1 共同募金運動について

赤い羽根共同募金（以下、「共同募金」という）は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まった募金運動であり、今年度で70回目を迎えた。地域住民の善意と助け合いの精神によって支えられ、地域福祉の増進に大きく寄与してきたところである。

昭和22年当時から募金運動の中心は自治会や町内会など地縁組織による戸別募金であり、現在でも募金額の7割以上が戸別募金によるもの（平成27年度実績）である。

しかし、地域の人口減少や地縁の希薄化などを背景に戸別募金による募金は減少傾向にあり、法人募金の減少も相まって共同募金の募金額は平成7年度をピークに減少傾向が始まり、平成10年度以降は対前年を下回る状況が続いている。

平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱され、推進する取組みとして、共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活性化のための寄附文化の醸成が盛り込まれた。

「地域共生社会」の実現に向け、その検討に資するため設置された「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会」（座長：原田正樹日本福祉大学教授）では、寄附文化の醸成も検討の俎上に上がり、昨年12月に出された同検討会による中間とりまとめ（以下、単に「中間とりまとめ」という。）では、

- ・寄附文化の醸成にあたっては、共同募金（特定テーマ募金の推進）、安心生活創造事業で行われた自主財源確保のための取組、ソーシャル・インパクト・ボンド、社会福祉法人の地域公益的な取組などが期待される
- ・地域福祉を推進する財源を考えるとすることは、資金確保というだけのことでなく、官民協働という過程を大切にすること、これまで地域福祉に関心が薄かった人たちにも関心を喚起すること、また事業評価、成果を「見える化」することで、より効果的な対策を考えていけることなどの利点が多い
- ・共同募金については、使い道や期待される成果を明確にして募集するテーマ型募金を広げるなど、寄附者により納得が得られる仕組みを普及させることが求めら

れる

- ・単に不足する資金を集めるだけでなく、地域で何が課題か話し合い、そのための資金を皆で出し合うことが、「我が事」のきっかけとなることを再認識することが必要

などとされた。（※厚生労働省ホームページ掲載の中間とりまとめもご参照下さい。

<掲載 URL><http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000147066.html>)

共同募金は、地域の社会福祉事業者やボランティア団体等が行う社会福祉を目的とする事業活動を幅広く支援する仕組みとして重要であるとともに、地域で募金が行われ地域のために使われるという特性から、地域の住民や地域で活動する団体が、募金運動を通じて地域の課題を提起し、そこで暮らす人と活動する人をつなぎ、住民主体で地域を支える契機を作る役割を期待される存在である。

これまでの積み上げた信頼や関係者との繋がりを活かしながら、新たな取組み等を進めることにより共同募金を活性化することが、地域福祉の向上や地域の問題解決の一方策であるため、各自治体においても共同募金への協力支援を含め連携を進めていただけるようお願いする。

(1) 各都道府県共同募金会における活性化の取組例

各都道府県の共同募金会では、募金運動活性化のため、様々な取組みを行っているところである。共同募金の増強を図るため、平成21年度より運動期間の拡大(3ヶ月間を6ヶ月間へ)を都道府県ごとに順次進め、平成28年度からは全都道府県において実施期間を10月1日から翌年3月31日までの6ヶ月とした。

拡大された3ヶ月の期間では、

- ① 地域の課題やその解決のための活動を募金テーマとして、市民に対して寄附を呼びかけるテーマ型募金の実施
- ② 地域の課題を解決する活動に取り組むボランティア団体やNPO等が、それぞれの活動を募金テーマとして必要性を直接訴え募金活動を行う、複数の募金テーマによる使途選択募金の実施
- ③ 地域の企業・団体と連携し、市民が特定の商品購入を通じて寄付に参加できる「寄附付き商品」など、新しい募金手法の展開

など、それぞれに創意工夫を発揮した取組を展開し、共同募金運動の活性化を進め

ている。

(2) 共同募金との連携等

① 広報等にかかるご協力

募金活動においては、募金の存在や使われ方を知ってもらい、自分の寄附が地域のために役立っていることを実感し納得感を得てもらうことが重要である。そのため、各自治体におかれても、広報誌やCATVなどを通じた広報や共同募金関連行事（イベント）への参画、そして共同募金期間中の赤い羽根着用による普及啓発等に関して特段のご配慮いただけるようお願いする。

② 共同募金会への指導等

(ア) 共同募金運動の実施に当たっては、その社会的な使命とこれまで長年にわたって培った信頼性を維持向上させるためにも、実施にかかる経費については、常に、適切かつ厳正な運用を心掛け、必要最小限とすることが求められることから、その使途については、明確に公表する等、都道府県共同募金会を指導されたい。

(イ) 都道府県共同募金会においては、社会福祉法第115条において配分委員会を置くことが定められている。配分委員会は、共同募金の配分の公平性等を担保する重要な役割を担っており、同条の他、社会福祉法施行令第24条等でその内容が規定されているところである。

社会福祉法人制度の見直しに伴い、各都道府県共同募金会においても定款の変更等の手続が必要となるが、役員・評議員とともに配分委員会が適切な内容で定款に規定されているかについても確認いただけるようお願いする。

なお、定款の変更については、社会福祉法人中央共同募金会において「都道府県共同募金会モデル定款」の一部改正を行い、昨年12月に各都道府県知事及び各政令指定都市長あて送付したところであるので、所管する都道府県共同募金会の指導監督にあたっては参考としてこれを活用いただきたい。

2 社会福祉事業従事功労者等に対する厚生労働大臣表彰等について

社会福祉事業功労者等に対する厚生労働大臣表彰については、社会福祉事業等に尽力し、その功績が特に顕著と認められる者に対し実施しているところであり、例年、都道府県、指定都市、中核市においては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等を行っていただいているところである。

平成29年度の大員表彰実施に際しては、後日実施要領を送付するとともに、候補者の推薦依頼等を行うこととしており、推薦調書については、平成29年7月の提出とする予定であるので、候補者の功績内容の精査等をお願いする。

なお、平成29年度においては、児童福祉法制定70年の節目に当たることから、児童福祉事業功労者の特別表彰及び功労団体への感謝状の贈呈を実施する予定であるため、ご了承ください。

また、大臣表彰等については、近年、推薦後の取り下げ等が散見されることから、推薦要件等を十分踏まえた上で、確実な推薦をお願いする。

(参考)

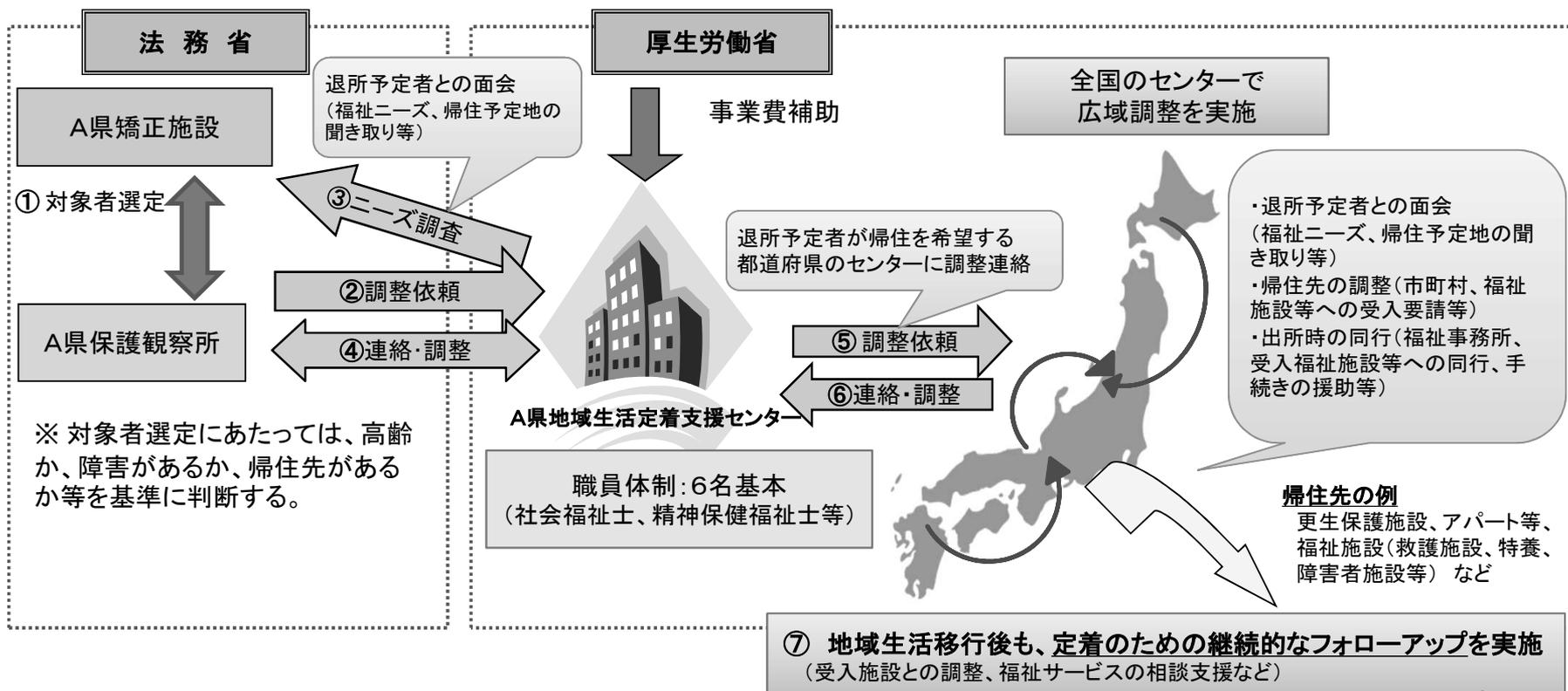
平成29年度全国社会福祉大会日程（予定）

開催日 平成29年11月22日（水）

場 所 メルパルクホール（東京都港区芝公園）

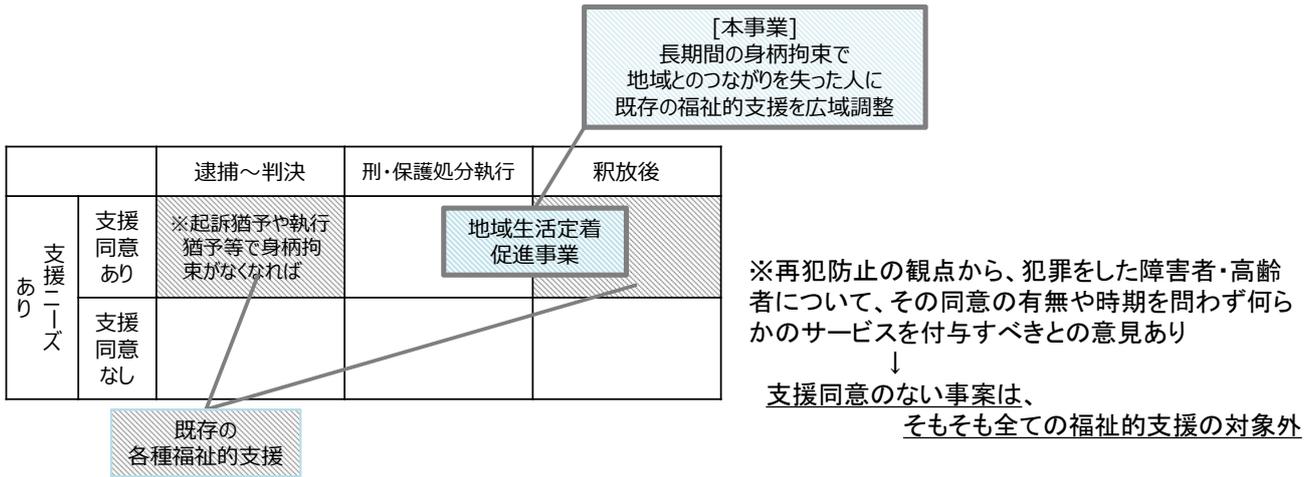
地域生活定着促進事業

- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。(平成27年度は延べ1,396人のコーディネートを実施し、うち752人が受入先に帰住)



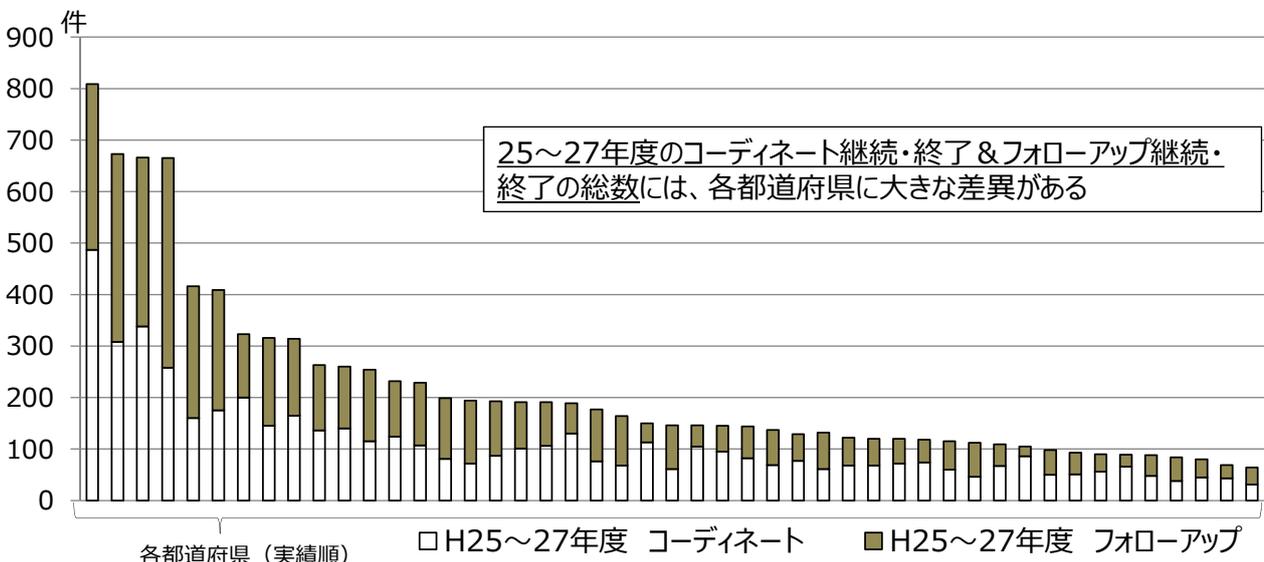
地域生活定着促進事業についての整理

- 1) 犯歴の有無を問わず、支援ニーズがあって、真に支援を求める人がいれば、その人の真意に沿って、地域において福祉的支援が受けられる必要あり
- 2) 本事業は、①限られた社会保障の資源を、長期間の身柄拘束で地域とのつながりを失った人へ特に優先して活用し、②広域調整によって、必要な支援を地域で受けられるようにするもの
- 3) 本事業の対象外となった、犯罪をした障害者・高齢者も、支援ニーズがあり真に支援を求めるなら、既存の各種福祉的支援の対象



当面の地域生活定着促進事業の国庫補助のイメージ

- ① 基本的には従前同様の定額補助を行う
- ② 傾斜配分について、コーディネート&フォローアップに応じたものとする
事業実績に応じた群ごとに傾斜額を配分するとともに、
事業の基本額を3年程度かけて段階的に見直し



地域生活定着支援センターの平成27年度の支援状況と職員配置状況

(単位:人)

(単位:人)

	コーディネーター	フォローアップ	相談支援	職員配置 H28.3.31 現在
北海道	82	135	14	10
青森県	15	19	10	5
岩手県	18	19	6	5
宮城県	21	34	19	6
秋田県	5	17	25	5
山形県	13	15	9	6
福島県	29	25	3	5
茨城県	24	31	2	5
栃木県	20	24	7	8
群馬県	21	48	20	5
埼玉県	61	112	36	12
千葉県	41	25	95	4
東京都	130	147	9	8
神奈川県	73	54	1	6
新潟県	41	45	41	5
富山県	10	13	9	4
石川県	14	10	6	5
福井県	20	38	40	4
山梨県	15	23	30	4
長野県	15	15	7	6
岐阜県	19	12	18	7
静岡県	39	48	14	5
愛知県	103	142	41	9
三重県	28	44	23	6
滋賀県	14	15	39	3
京都府	31	36	16	6
大阪府	66	103	86	7
兵庫県	22	16	95	6
奈良県	12	14	26	9
和歌山県	20	10	52	6
鳥取県	12	19	15	4
島根県	8	17	10	5
岡山県	23	18	4	4
広島県	36	44	11	6
山口県	11	16	24	5
徳島県	9	14	38	7
香川県	19	36	57	5
愛媛県	13	27	7	3
高知県	9	2	42	4
福岡県	69	128	10	6
佐賀県	18	12	20	7
長崎県	35	71	98	5
熊本県	28	27	27	6
大分県	19	38	22	6
宮崎県	17	19	38	6
鹿児島県	31	49	3	6
沖縄県	17	36	7	6
合計	1396	1862	1232	273

- 各都道府県の人口規模や支援を受ける人の希望、福祉サービスの資源量その他、矯正施設の性質・定員等に偏在があることなどのため、上記の数値を比較等して、各都道府県の取組姿勢その他を評価することはできない。
- 上記のコーディネーターの数値は、支援を受けた人の実数であり、他のセンターに対応を依頼した件数は含まれていない。
- 上記の職員配置の数値は、常勤換算化されていない(非常勤や兼務の職員数も含まれている。)

平成29年度 社会・援護局関係主要行事予定＜社会関係＞

月	行 事	開催場所	開催日等	所 管
4月	・生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議	東京都	4月下旬	自立推進・指導監査室
5月	・新任基礎研修会〔査察指導員等〕	東京都	5月中旬	自立推進・指導監査室
	・消費生活協同組合行政担当者全国会議	厚生労働省	5月下旬	消費生活協同組合業務室
6月				
7月	・民生委員制度創設100周年記念全国民生委員児童委員大会	東京都 (東京ビックサイト)	9日(日)～10日(月)	地域福祉課
8月	・生活保護担当ケースワーカー全国研修会	東京都	8月上旬	保護課
9月	・全国生活保護査察指導員研修会	東京都	9月中旬	自立推進・指導監査室
10月	・共同募金運動	全国	10月～3月	総務課
11月	・福祉人材確保重点実施期間	全国	4日(土)～17日(金)	福祉人材確保対策室
	・介護の日	全国	11日(土)	福祉人材確保対策室
	・全国社会福祉大会	東京都 (メルパルク東京)	12日(水)	総務課
	・生活保護就労支援員全国研修会	東京都		保護課
12月				
29年 1月	・全国厚生労働関係部局長会議	厚生労働省	1月中旬	厚生労働省
	・社会福祉士・介護福祉士国家試験(筆記試験)	全国各会場	1月下旬	福祉基盤課
2月				
3月	・社会・援護局関係主管課長会議	厚生労働省	3月上旬	総務課
	・生活保護関係全国係長会議	東京都	3月上旬	保護課
	・介護福祉士国家試験(実技試験)	全国各会場	3月上旬	福祉基盤課

平成29年度 社会・援護局(社会)関係予算(案)の概要

I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築 【26億円】

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

- 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進
- 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進

III 福祉・介護人材確保対策等の推進 【74億円】※

福祉・介護人材の確保のため、法改正による制度的対応や地域医療介護総合確保基金(一老健局計上)などにより総合的・計画的に推進。

- 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進
- 介護人材の機能の明確化やキャリアアップの推進に向けたモデル的な取組の実施 など ※老健局計上分を含む。

II 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施 【2兆9,620億円】

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度により、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を実施し、自立をより一層促進し、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進するとともに、生活保護制度の適正な実施を図る。

- 子どもの学習支援事業の推進
- 居住支援の取組強化
- 生活困窮者等の就労準備支援の充実
- 医療扶助の適正実施の更なる推進 など

IV 自殺対策の推進 【30億円】

平成29年度を自治体における自殺対策計画の策定に向けた「集中取組期間」と位置付け、自治体が計画策定に取り組むために全国一律に整備が必要な環境づくりに取り組む。

同時に、自治体の創意工夫が重視される個別の自殺対策事業についても、地域自殺対策強化交付金により支援する。

V 熊本地震からの復旧・復興に向けた支援

【7.5億円】

被災者が、応急仮設住宅への転居など生活環境の変化の中で、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの再構築を着実に支援する。

○経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援)

○社会福祉施設等に対する支援

○東日本大震災の復興支援 等

平成29年度予算案	3兆139億円
平成28年度当初予算	3兆50億円
差引	+89億円(対前年度伸率+0.3%)

I 「地域共生社会」の実現に向けた新たなシステムの構築

支え手側と受け手側が常に固定しているのではなく、皆が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指す。

29'予算案のポイント

(1) 地域の支え合いの再生・活性化、包括的・総合的な相談支援等の推進：26億円

- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けた取組の推進【一部新規】 20億円
住民に身近な圏域で、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけや複合的な課題、世帯の課題を「丸ごと」受け止める場を設けることにより住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築する。また、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を的確に捉え、分野別の相談支援体制と連動して対応することができる総合的な相談支援体制を構築する。
- 生活困窮者自立相談支援機関における相談支援の実施 生活困窮者自立支援制度に係る負担金218億円の内数
- NPO等の民間団体が連携・協働しながら実施する地域課題の解決に資する活動等に対する助成(社会福祉振興助成費補助金) 6.1億円
- 地域における自殺対策ゲートキーパーの養成(後掲) 地域自殺対策強化交付金2.5億円の内数

(2) 多様な活躍・就労の機会の確保、就労支援の推進(受け手から支え手へ)

地域社会と密接に連携し、生活困窮者、生活保護受給者、高齢者、若年無業者、障害者、がん・難病患者等の多様な活躍・就労の機会の確保や就労支援の体制を整備する。

- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度による就労支援 生活困窮者自立支援制度の着実な推進400億円の内数・生活困窮者等の就労準備支援の充実【新規】(後掲) 5.1億円

※ このほか、地域共生関連予算として、ひきこもり対策(生活困窮者自立支援制度に係る補助金183億円の内数)、寄り添い型相談支援事業(7.5億円)を予算計上。

Ⅱ 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施

(1) 生活困窮者自立支援制度の着実な推進：400億円

平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等により、生活困窮者の自立をより一層促進するとともに、生活困窮者支援を通じた地域づくりを推進する。

(2) 生活保護に係る国庫負担：2兆8,803億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。また、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。

29'予算案のポイント

① 子どもの学習支援事業の推進

35億円

生活困窮世帯の子どもを支援するため、学校や教育委員会等との定期的な情報共有、関係の構築等により教育機関との連携強化を図るなど、子どもの学習支援事業を更に推進する。



② 生活困窮者等の就労準備支援の充実

5.1億円

複合的な課題を抱え直ちに就職することが困難な生活困窮者等に対し、障害者等に対する就労支援のノウハウの活用による専門的な支援を通じて、就労・定着の促進を図る。



③ 生活困窮者自立支援制度における 居住支援の取組強化

2.5億円

生活困窮者が直面している賃貸住宅の入居・居住に係る困難な課題を解決するため、物件探し等の個別支援、保証・見守りサービスの情報収集、家賃保証や緊急連絡先の引き受けを行う社会福祉法人等の受け皿開拓など、オーダーメイドの居住支援コーディネートを行う。



④ 医療扶助の適正実施の更なる推進

2.2億円

生活保護受給者について、頻回受診等の適正受診指導、後発医薬品の使用促進、長期入院患者等の退院支援等の取組をPDCAサイクルで効果的に実施する地方自治体を支援する等により、医療扶助の適正化を推進する。

